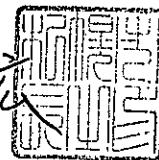


札幌市区事務分掌規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和3年9月29日

札幌市長

秋元克広



札幌市規則第32号

札幌市区事務分掌規則の一部を改正する規則

札幌市区事務分掌規則（昭和47年規則第24号）の一部を次のように改正する。

- (1) 別表1 市民部の項総務企画課の目第10号中「、桑園児童会館及び苗穂はるにれ児童会館」を「及び桑園児童会館」に、「北区及び手稲区以外の区を除く」を「、北区及び手稲区に限る」に改め、同項地域振興課の目第15号中「北区及び手稲区以外の区を除く」を「、北区及び手稲区に限る」に改める。
- (2) 別表3 所の名称の欄中「東北、苗穂、東」を「東北・東、苗穂」に改め、同表事務分掌の欄第7号中「苗穂まちづくりセンター（苗穂はるにれ児童会館に限る。）」を削る。

附 則

この規則は、令和3年10月1日から施行する。